

◀訪問看護ステーションの請求事務担当者様は御確認願います。▶

国保連合会だより



NO. 2021-訪-2

令和 3年 7月 16日

静岡県国民健康保険団体連合会

〒420-8558

静岡市葵区春日2丁目4番34号

TEL (054) 253-5541

(介護報酬のお問い合わせは下4桁5580にお掛けください。)

<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

① 訪問看護療養費明細書「記号・番号」欄の「(枝番)」印字のお願い

- 「記号・番号」欄について、「(枝番)」の印字がない様式を使用しているステーションが見受けられます。明細書記載要領に従い、「(枝番)」を印字してください。

保 険 者 番 号					給 付	1 0 9 8
被 保 険 者 証 ・ 被 保 険 者 手 帳 等 の 記 号 ・ 番 号						7 ()
					(枝番)	

- また、国民健康保険被保険者証に枝番の記載がある場合、下記のとおり記載してください。

記号・番号	12345678 (枝番) 01
-------	------------------

(枝番)の右側を枝番として判断します

② 訪問看護感染症対策実施加算の算定について

- 算定方法について、下記事務連絡を再度ご確認ください。

各利用者について、令和3年4月1日以降に、1回目の訪問看護を行い、訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費を算定した日に訪問看護感染症対策実施加算を算定することができる。その後は、訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費の30回の算定につき1回、訪問看護感染症対策実施加算を算定することができる。訪問看護療養費明細書の訪問看護情報提供療養費2の記載欄に算定回数及び算定金額を記載するとともに、「心身の状態」欄に以下の例により訪問回数を記載すること。

例1) 訪問1回目(4月1日)につき、訪問看護感染症対策実施加算を算定

例2) 訪問31回目(5月10日)につき、訪問看護感染症対策実施加算を算定

(令和3年3月29日付け事務連絡 厚生労働省保険局医療課「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)」の一部訂正について)から抜粋)

国保連にて扱う医療保険は「国民健康保険」・「後期高齢者医療」です。